

外国人と犯罪

岡 田 薫

- ① 鎖国時代から、明治維新を経て第二次大戦後へ、我が国における外国人の状況は大きく変化している。とりわけ戦後約60年を経た今日、我が国の国際化に伴い、我が国を訪れ、ないし我が国に居住する外国人の増加と多様化は著しい。
- ② まず量的拡大の面として、昭和34年以降の外国人登録者の推移（昭和34年4月の約70万人に対し平成17年末は約201万人）、昭和55年以降の正規入国外国人の推移（昭和55年約130万人に対し平成17年約745万人）、不法滞在者の推移（ピークであった平成5年5月の約30万人に対し平成18年1月には約19万人）をみる。
- ③ あわせて外国人の質的多様化の面として、戦後しばらくは韓国・朝鮮人が圧倒的多数を占めていた状況（昭和60年ころまでは概ね80%以上）が、今日どう変化したかをみる。
- ④ こうした量的・質的变化が外国人に対する犯罪、外国人による犯罪にどう現れてきたかを分析するのが、本稿の中心テーマである。
- ⑤ 外国人に対する犯罪認知の増加率は、昭和55年から平成17年にかけて刑法犯全体として2.54倍、凶悪犯は1.72倍と、日本人も含めた全体の増加率（刑法犯1.67倍、凶悪犯1.33倍）に比べて大きい。この間の外国人登録者、正規入国外国人の増加状況を勘案すれば、必ずしも特異なものとはいえない。
- ⑥ 平成17年における外国人の刑法犯検挙人員は、昭和55年の1.53倍、凶悪犯検挙人員は3.91倍であるが、これを永住者等を除いた「来日外国人」についてみると、それぞれ10.9倍、20.2倍となる。本文では最新データである平成18年中の来日外国人犯罪の検挙状況の特徴も検討したうえ、刑務所等における外国人のデータも紹介する。
- ⑦ 最後に、平成10年ころから急激に治安が悪化したと国民が感じる要因となった外国人犯罪を各論的（カード変造、薬物密売、ピッキング使用侵入窃盗、爆窃団、暴力スリ、自動車盗、緊縛強盗等）に検討する。
- ⑧ そして、そのような犯罪に的確に対処していくためには、今後とも現実を直視したきめ細かな施策が求められ続けることとなる。

土砂災害の防止と土地利用規制

八木 寿明

- ① わが国は、地震、火山噴火による災害に加え、毎年のように梅雨前線や台風による豪雨のほか、局地的な集中豪雨に伴う水害が発生している。特に豪雨や地震に伴い発生するがけ崩れや土石流などの土砂災害は、その強大なエネルギーと突発性などから、人的被害につながりやすい。
- ② 土砂災害を防止するため、砂防法等に基づき、土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所での対策工事が実施されているものの、危険が完全に解消されるわけではない。他方、危険箇所調査の進展と新たな開発行為や建築行為により、都道府県が指定している危険箇所は、逐年増加し、21万余箇所に達している。
- ③ ところで、土砂災害をはじめとする自然災害から生命、財産を守るため、宅地開発や住宅等の建築に対しては、建築基準法、宅地造成等規制法、都市計画法などの法律により、一定の規制が加えられている。しかし、当然のことながら規制は、土地所有者の権利を制約するものであり、財産権の保障と公共の福祉との調和を図りつつ行われている。
- ④ たとえば都市計画法に基づく開発許可制度では、開発区域内に、災害危険区域や急傾斜地崩壊危険区域を含まないことを許可基準としているが、自己の居住や業務の用に供するための開発行為には適用されない。また、社会福祉施設や医療施設の建築を目的とする開発行為は、ごく最近まで、この許可制度の適用対象外とされていた。
- ⑤ 土砂災害が頻発する状況を踏まえ、平成12年「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」が制定された。同法は、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命・身体に危害が生ずる恐れのある区域を指定し、その区域での警戒避難体制の整備を行うとともに、想定される土砂の衝撃に対して安全であることを前提として、開発許可や建築確認を実施する部局との連携を図ろうとするものである。
- ⑥ 平成19年5月末現在、すべての都道府県で土砂災害警戒区域の指定が行われ、その数は、4万6,000箇所を超えている。また、気象庁と都道府県とが共同で作成する土砂災害警戒情報の提供、避難勧告等の伝達体制の整備、土砂災害ハザードマップの作成など、警戒避難体制の整備が進められている。
- ⑦ 土砂災害警戒区域の指定、ハザードマップの作成・公表などについては、地価が下がる、地域イメージが低下する、対策工事を実施すべし、などの反応も予想されるが、その地域に内在する土砂災害の危険を知り、安全確保を第一義とした合意形成がなされることを期待したい。

主要記事の要旨

「平時」に向かう預金保険制度 —金融危機への対応を振り返って—

菅原 房 恵

- ① 金融システム不安の発生から10年を経て、我が国の金融システムは、いわゆる「平時」に移行しつつあるとの見方が強い。この10年、危機的状況への対応に終始してきた預金保険制度も、これに備え、中長期的な観点からの検討が必要であろう。
- ② 昭和46年に導入された我が国の預金保険制度は、米国同様、定額保護を採用した。制度の実施主体は、預金保険法に基づく認可法人の預金保険機構（以下「機構」とする。）である。機構による金融機関の破綻処理は、制度当初からの保険金直接支払方式か、昭和61年7月から導入された資金援助方式のいずれかによる。資金援助方式とは、破綻金融機関の救済合併・営業譲渡等に伴い、機構が、救済金融機関に対して金銭贈与や資産買取等を実施するものである。これまで保険金支払方式が発動されたことはなく、政策的に資金援助方式を優先して適用している。
- ③ 平成に入り、バブル経済崩壊の影響等による不良債権問題の深刻化によって、我が国の金融は混乱した。平成8年には住専処理問題とペイオフ凍結（預金等全額保護）があり、平成9年には金融システム不安が発生した。平成10年には、30兆円の公的資金枠による金融安定化スキームが成立した。しかし、同年夏、日本長期信用銀行（当時）の処理策をめぐり、政策が対立した。その結果、同年10月、金融再生法が成立した。
- ④ 金融再生法は、「経営の健全性の確保が困難な金融機関を存続させない」等の原則に基づき、集中的に金融機関の破綻処理を行うものであった。また、公的資金を使って金融機関の経営強化を図る公的資本増強制度は、金融再生法とほぼ同時期に成立した早期健全化法により一新された。機構には、預金保険法本則上の本来業務を超え、多種多様な業務が任されることになった。
- ⑤ 平成14年度以降、金融機関の破綻も一段落し、主要行を中心に不良債権問題の改善も進んだ。しかし、危機的状況時の諸施策のほとんどが、恒久的な破綻処理制度に引き続き組み込まれた。公的資金による資本増強制度は、主に地域金融機関を想定した時限的な立法措置として、現在も設けられている。
- ⑥ 我が国の預金保険制度の理念は、預金者保護と金融機関保護の分離による、金融機関の経営効率化促進である。危機時に要した巨額の資金援助費用等により多額の欠損金を抱える機構の財務状況も、数年後には改善が見込まれる。平時においては、多くの主要国が採用している可変保険料率（金融機関の経営状態に応じて差をつけた保険料率）方式への移行を含め、原点に立ち返った預金保険制度の構築が望まれる。

英国歳入関税庁の発足
—税務行政の一元化と租税政策の立案・実施の分離—

鎌倉 治子

① 2003年7月、ゴードン・ブラウン財務大臣は、租税政策と税務行政を担当する3機関（関税消費税庁、内国歳入庁、財務省）の大きな見直しを表明した。2004年3月17日の予算演説にあわせて、報告書「英国の未来の財政を司る一歳入官庁の再検討（オドンネル・レビュー）」が公表され、ブラウン財務大臣は、予算演説において、関税消費税庁と内国歳入庁の統合を表明した。これによって、関税消費税庁の扱ってきた間接税・関税、内国歳入庁の扱ってきた直接税・国民保険料の徴収を一手に担う巨大な官庁、歳入関税庁（HMRC）が誕生することとなった。

本稿の目的は、英国の税制を概観しつつ、今後の機構改革を紹介することにある。関連する機構改革として、歳入庁による保険料エージェンシーの統合（1999年）があるが、それについては簡単に触れるに留める。

② 関税消費税庁と内国歳入庁の統合問題は、1世紀を超える議論の歴史をもつ。その大きな流れは、19世紀の終盤に真剣な議論が行われた後は沈静化の時期が続き、1990年代以降、急速に議会对政府という構図が浮上して一元化の機運が高まり、ブラウン財務大臣の登場で決着がついた、というものである。

③ この統合によって得られる便益は、顧客サービスの向上、情報の共有による公正性の向上、効率性の向上、の3点に集約されるが、とりわけ注目を集めたのは、中央政府機関の抜本的改革の一環として、2008年3月までに1万人超の職員を削減するという点であった。

④ HMRCの創設を定めた2005年歳入関税コミッショナー（CRC）法は、統合の早期実現を重視する観点から、HMRCを創設し実効的に機能させるために必要な、最小限の規定のみから構成されている。統合の便益を完全に享受するためには、情報や執行権限の調整といった追加的な立法措置が必要となる。

⑤ 統合の際には、特に大きな反論はなかったようである。現時点では、歳入は維持され、コスト削減も順調に進んでいるものの、税務行政の質の低下を懸念する声が上がっている。本格的な評価については、今後の業務の進展とその実績を待つ必要がある。

⑥ HMRCの創設にあわせ、租税政策において政策立案機能と実施機能が分離され、立案については財務省が、実施についてはHMRCが、それぞれ担当することとなった。租税政策の立案と実施の分離という面では、我が国の財務省主税局と国税庁の姿に近くなったともいえる。財務省の政策立案機能の強化が、英国の税制改正にどのような影響を与えるか、今後の行方が注目される。